

令和 8 年第 3 回定例市議会議案 条例新旧対照表

議案第 3 9 号 藤井寺市景観条例の一部改正について
藤井寺市景観条例の一部改正案…………… 1

議案第 39 号

藤井寺市景観条例の一部改正について

○藤井寺市景観条例（平成25年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第15条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）・（2） （略） （3） 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第8項第1号に規定する行為を除く。）であつて、規則で定めるもの （4） （略）	（届出を要しない行為） 第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）・（2） （略） （3） 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。）であつて、規則で定めるもの （4） （略）

